

【令和7年度】仙台市立学校教員（非常勤講師①②）（週30時間勤務）の勤務条件

- 1 任用区分** 会計年度任用職員
- 2 任用期間**

【非常勤講師①：複式解消】
令和7年4月1日～令和8年3月31日

【非常勤講師②：複式解消以外】
令和7年4月7日～令和7年7月22日
令和7年8月22日～令和7年12月24日
令和8年1月7日～令和8年3月25日

※ 学校管理規則上の休業日を踏まえつつ、近年の学校事情を考慮し設定
- 3 勤務時間** 1週間当たり30時間（1日6時間・週5日勤務）
- 4 勤務を要しない日** 日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 5 休暇**

(1)年次有給休暇 任用期間に応じる。（時間単位で取得可）

(2)その他の休暇 有給：病気休暇、産前休暇、産後休暇、子の看護休暇、忌引等
無給：育児休業、家庭支援休暇、短期介護休暇等
- 6 給料・諸手当**

(1)給料(報酬)月額 【小学校，中学校】
月額231,036円～238,747円
【特別支援学校】
月額231,132円～239,128円

※給料，地域手当，毎期末手当の合計。
※支給額は任用以前の職歴に応じて決定する。
※月の初日から末日まで勤務しない場合は，その勤務しない1日につき，1日当たりの給与の額を減額して支給する。

(2)手当(付加報酬等) 上記のほか，期末手当（12月支給），勤勉手当（6月・12月支給），通勤手当，超過勤務手当を支給予定
- 7 社会保険** 健康保険及び厚生年金保険（2か月超の任用が見込まれる方のみ）
雇用保険（31日以上任用が見込まれる方のみ）
- 8 服務規律** 営利企業等の従事制限（兼業の制限）：なし（原則届出が必要）
その他服務規律：正職員と同等。